

Ⅴ 土地(屋敷)関係(土地の貸借・売買関係証文など) 44件52点							
No	年 代 (年・月・日)	名 称 (表 題)	差 出(作成者)	受 取	形態	法量 (縦×横cm)	備 考
1	宝暦6(1756)・2・13	家屋敷質入証文控(家屋敷質入証文之事)	釜屋久兵衛	釜屋久右衛門	竪紙	23.8×35.4	虫損甚だし。当暮迄。金屋町の8人の奥書あり。「No.2」と関連。
2	[宝暦7(1757)]・3・?	久兵衛商売手広につき質家屋敷受取願状(乍恐口上書を以奉願上候)	釜屋久右衛門	御役人中	竪紙	24.2×36.7	虫損。久兵衛の家屋敷を銀札600目で質入。他に鍋代不足40貫500文余と15貫目を質す。
3	宝暦9(1759)・1・?	地面屋敷借用証文(請申御拝領地之事)	釜屋久兵衛	釜屋久右衛門	切紙	22.2×21.0	少虫。年貢(地代)の米2.799升を10月切に支払う旨。
4	宝暦13(1763)・7・27	拝領地売渡証文(御拝領地売渡申証文)	釜屋与四兵衛、 一門 飴屋七郎右衛門、 同藤兵衛	釜屋久右衛門	継紙	24.3×41.3	少虫。代銀400目。五人組惣名代・釜屋権兵衛の奥書と組合頭の弥右衛門・源兵衛・彦兵衛の奥書あり。
5	安永5(1776)・1・14	地面借用証文控(卸シ状 控へ)	地主 釜屋久右衛門	釜屋与四兵衛	継紙	16.1×22.8	少虫。前口4間裏行5間の年貢米1.442升。
6	安永5(1776)・10・15	家屋敷売渡証文(売渡シ申家之事)	売主 釜屋源兵衛、 一門惣代 武兵衛	釜屋久右衛門	竪紙	23.9×35.2	町頭と五人組頭の奥書あり。
7	天明3(1783)・12・晦日	居屋敷売渡証文(覚)	釜屋六郎右衛門	釜屋久右衛門	竪紙	22.5×31.8	前口2間裏行7間の代銭6貫文。組合頭・市郎右衛門の奥書あり。
8	寛政4(1792)・6・?	土地売渡証文(覚)	受人 孫左衛門、 八郎右衛門、他1名	釜屋久右衛門	切紙	24.2×26.6	少虫。
9	寛政10(1798)・12・?	拝領地居屋敷借用証文(覚)、 拝領地永代売渡証文(覚)	釜屋久兵衛	釜屋久右衛門	竪紙	24.1×34.7	虫損。前口2間5尺4寸裏行百姓地境の年貢米2.799升。27貫文にて売渡。各々組合頭・惣代・町頭の奥書あり。
10	享和元(1801)・9・?	家建直しにつき一札(覚)	釜屋次郎兵衛、一家 権右衛門、 組合 三右衛門	釜屋久右衛門	竪紙	23.7×35.2	虫損。久右衛門が長兵衛に対して貸している屋敷の内、雨落ちの取決め。
11	文化2(1805)・6・?	故釜屋久兵衛へ貸地代銭不納につき詮議願状案(乍恐書付を以奉願上候)	金屋町 釜屋久右衛門	高岡町御会所	継紙	24.2×100.0	何字か訂正している。
12	文政5(1822)・9・8	家建直しにつき地面借用米等取決一札(覚)	釜屋次郎兵衛、 組合 口兵衛	釜屋久右衛門	切紙	24.1×25.8	虫損。太助の地面1尺2寸3分の借用分を次郎兵衛が貸している地代をもって支払う旨。
13	文政6(1823)・8・8	家建直しにつき雨落貸請証文(覚)	釜屋四郎兵衛、 組合頭 同権右衛門	釜屋久右衛門	竪紙	21.6×30.1	裏打済。
14	弘化3(1846)・5・?	地面借用証文(御地面請申一札之事)	田子屋太次兵衛、山屋太左衛門、 他請人4名	地主・釜屋久右衛門	竪紙	24.1×35.1	少虫。後行11間幅8間の年貢米7斗。
15	弘化3(1846)・5・?	地面借用証文(地面下シ申一札之事)	地主 釜屋久右衛門	田子屋太次兵衛、 山屋太左衛門、ほか請人4名	竪紙	24.8×34.3	虫損甚だし。「No.14」と関連。
16	弘化5(1848)・11・?	地面借用証文控(控 御地面請証文事)	本人 釜屋庄兵衛、 請人 釜屋善右衛門	田子屋太次兵衛、 山屋太右衛門	竪紙	23.8×35.2	少虫。年貢米1.775斗。差出人の2人が久右衛門の地面を又貸ししている。案文。「中人 関屋 長之助」とある。
17	嘉永2(1849)・8・?	地面借用証文案(御地面証文之事)	本人 山屋七三郎、 他請人1名	田子屋太治兵衛、 山屋太左衛門	竪紙	23.9×34.7	少虫。差出人の2人が久右衛門の地面を又貸ししている。案文。

18	嘉永5(1852)・10・?	地面借用証文(御地面請申一札之事)	谷内屋久兵衛、 請人 能町屋三右衛門	釜屋久右衛門	豎紙	24.2×31.5	虫損。横間2間立間3間4尺の年貢米5.22升。
19	嘉永7(1854)・1・?	地面借用証文(御地面受申一札之事)	大工文助、受人 内免平兵衛	地主・釜屋久右衛門	豎紙	24.1×35.3	虫損。前口2間1尺裏行6.4間の年貢米9.54升。
20	嘉永7(1854)・1・?	地面借用証文(御地面請申一札之事)	釜屋善兵衛	地主・釜屋久右衛門	切紙	23.7×34.5	虫損。前口2間1尺裏行6.4間の年貢米9.54升。
21	嘉永7(1854)・1・?	? (御地面請申一札之事控へ)	地主 釜屋久右衛門	請地・大工文助	豎紙	24.0×30.3	少虫。前口2間5寸裏行6間4尺等の年貢米1.16升。
22	嘉永7(1854)・1・?	地面借用証文(地面卸シー札之事)	地面 釜屋久右衛門	請地・釜屋善兵衛	豎紙	24.0×31.3	虫損。前口2間1尺裏行6間4尺等の年貢米1.242升。大まかに添削あり。
23	安政3(1856)・8・20	備地地定五ヶ年見合願状 (継立証文之事)	釜屋与四兵衛、 一門 同佐兵衛	釜屋久右衛門	豎紙	24.0×34.8	久右衛門の備地を佐兵衛が買い、それを与四兵衛が譲り受けた。
24	安政4(1857)・7・?	納屋地面冥加金受取証文(覚)	釜屋久右衛門	釜屋与四兵衛	半切紙	16.1×36.4	虫損。前口4間後行5間の納屋地面が金7両2朱。年貢米(1.3442石)は「請下シ状」を取り交わしてある。
25	安政6(1859)・7・?	地面屋敷等借用証文 (地面卸シ状之事)	釜屋久右衛門	釜屋善治郎	豎紙	24.0×34.9	虫損。前口1間4尺長さ6間と小路の年貢米8.43升を年々の百姓地値段なみに11月切で支払うべき旨。
26	安政6(1859)・7・?	地面屋敷等借用証文案 (地面卸シ状之事 下書)	釜屋久右衛門	釜屋善治郎	豎紙	24.0×35.6	虫損。「御」・「請」など細かく追加・訂正している。
27	安政6(1859)・9・?	土蔵雨落につき取決証文 (継立証文之事)	釜屋佐兵衛、他2名	釜屋久右衛門	豎紙	24.0×35.5	少虫。雨落が「出合」になったので樋は永代当方で掛替えるなど
28	元治1(1864)・12・?	拝領地売買証文案(売券状)	売人 釜屋久右衛門 他3名、 買人 釜屋藤左衛門 他6名	釜屋町・町頭衆中	豎紙	23.8×34.6	拝領地で5間3尺8寸の内、前口2間を売買。 案文であり、後行・代金・年貢米の記載はなし。
29	慶応1(1865)・9・?	地面借用証文(?)	釜屋久右衛門	釜屋善助	切紙	23.4×29.0	サケ、ヨゴレ。前口1間4尺、長さ6間等の年貢米8.4升。
30	?(午)・6・?	隣地普請につき地境見分願状 (乍恐口上書を以申上候)	釜屋久右衛門	御役人中	切紙	24.1×27.1	南隣の釜屋弥右衛門との境についての争論
31	?(巳)・7・?	組合宗兵衛難洪者につき上申書 (乍恐口上書を以奉願上候)	釜屋十右衛門、他3名	町御会所	豎紙	24.1×33.0	虫損。宗兵衛は屋敷を、次いで拝領地を売り渡した。 「水貫」させてほしい旨。
32	?(戌)・4・15	地面借用証文(御地面請状之事)	請地 釜屋善助、 請人 釜屋善治郎	釜屋久右衛門	豎紙	23.9×33.2	虫損。前口1間4尺、長さ6間等の年貢米8.4升
33	?・?・?	家売渡証文(私家売証文事)			継紙	24.0×20.5	シミ、少虫。後欠。前口2間4尺、後行「有合」の家
34	?・2・?	釜屋久右衛門職場地面の内請地についてなど願書案	釜屋三郎左衛門	御会所	継紙	24.0×169.4	少虫。
35	明和4(1767)・2・7	立木永代売渡証文写(覚)	釜屋万右衛門	釜屋久右衛門	切紙	24.1×17.4	シミ。立木大小11本を1貫800文で売却。
	①天保14(1843)・6・?	新築蔵屋根につき取極証文(一札之事)	釜屋佐兵衛、一門 同八助	釜屋久右衛門	豎紙	23.7×31.4	①～⑧までは裏打ちしてつなげてある。①～⑥は釜屋佐兵衛との蔵関係証文。 ⑦と⑧は魚津針田屋五郎右衛門の一代下職証文。

36	②天保 14(1843)・6・?	新築蔵屋根につき取極証文(□□)	釜屋左兵衛、一門 同八助	釜屋久右衛門	継紙	23.7 × 33.7	端裏書「左兵衛ノ証文」。
	③嘉永 6(1853)・10・?	貸地・貸納屋代金受取証文控(覚ノ控 イ状之事)	釜屋久右衛門	釜屋佐兵衛	縦紙	24.0 × 35.5	少虫。
	④安政6(1859)・ 9・?	久右衛門土蔵売払につき約定確認状 (継立証文之事)	釜屋佐兵衛、ほか2名	釜屋久右衛門	継紙	23.8 × 39.1	少虫。
	⑤慶応1(1865)・ 9・?	貸地代金受取証文控(覚ノ控へ)	釜屋久右衛門	釜屋佐兵衛	縦紙	24.0 × 35.4	少虫。
	⑥慶応1(1865)・ 9・?	借用地代支払証文(覚)	釜屋佐兵衛	釜屋久右衛門	縦紙	23.8 × 34.5	少虫。
	⑦天保 15(1842)・9・?	御鑄物師下職免許につき冥加金支払 証文(永代指入申一札之事)	魚津 針田屋五郎右衛門、 ほか4名	御鑄物師高岡 高守久右衛門	縦紙	23.9 × 34.8	
	⑧天保 15(1842)・9・?	一代下職証文(一代下職一札之事)	魚津 本人 針田屋五郎右衛 門、ほか6名	御鑄物師高岡 高守久右衛門	縦紙	23.9 × 34.7	
37	明治6(1873)・ 10・?～同 21(1888)・12・?	売却高代金預け金利子清算帳(売却高 代金預け金利子精算)	高森久右衛門	三澤善三郎	横帳 (6枚 綴)	17.9 × 12.1	三澤は高森家と親戚。「利波新村」の10.988石を1石18.20円で売却した代金と利子。利波新村は現在の射水市(旧新湊市)本江利波、及び射水市(旧射水郡下村)利波新。墨付4丁
38	明治18(1885)・ 11・1～同 21(1888)・12・5	租税等書上(記)	三澤善三郎	高守久右衛門	継紙	14.3 × 212.2	上部墨ヨゴレ、ヤブレ。 末尾に「合計百八円九拾七銭」。地方税、宅地・畑分、学校費、手数料などの書上げ
39	明治18(1885)・ 8・?～同 20(1887)・1・1	金銭支払帳			横帳 (2枚 綴)	12.1 × 35.3	少虫。税金、田畑、用水費など。
40	明治21(1888)・ 3・?	小作書上帳(卸附簿)			横半 帳	12.0 × 17.9	地番・(おそらく小作料)が朱で地種(田・畑・宅地)と(おそらく小作人)の書上げ。 末尾に「旧高五拾壹石七斗八升一合七勺ノ地価貳千四百六拾壹円貳拾ノ四銭一厘」。10丁
41	明治23(1890)・ 7・24	売却地所書上簿			横帳	12.2 × 36.2	三澤与三(左衛門?)・同久四郎「向」などの書上げ。面積・小字を一番部から拾番部などと分類して書上げている。各項目ごとに「高森」と記し、各金額の上には「長谷川」の朱印あり。末尾に「四拾二石九斗七升四合〇九五也」。6丁
42	明治26(1893)年 度～同 30(1897)・11・6	小作書上簿	三沢久四郎	高森久右衛門	横半 帳 (未 綴)	12.1 × 35.4	放生津・下村などの小作地・小作人・小作料、飯米・餅米、貸鍋米、世話料などの書上げ。末尾に「残り米ノ三拾貳石五斗五升一合ノ三勺(小字)指引 三十年十一月十六日ノカシ分」。4.5丁
43	明治 29(1896)・?・?～ 同31(1898)・?・?	小作料等受取証(高形帳)	高森久右衛門		横帳 (14枚 綴)	17.9 × 12.0	墨付6丁。
44	①明治 31(1898)・7・12	高森久右衛門死去につき地所遺贈登 記願綴控(地所遺贈登記願)	亡高森久右衛門実母 三澤 とみ、ほか親戚2名	(高岡区裁判所小 杉出張所)	野紙 (5枚 綴)	23.6 × 17.1	綴紐欠損。射水郡打出本江村大字打出本江村地内79筆。久右衛門は明治31年3月7日死去。
	②明治 31(1898)・7・(12)	高森久右衛門死去につき地所遺贈登 記願綴控	亡高森久右衛門実母 三澤 とみ、ほか親戚2名	高岡区裁判所小 杉出張所	野紙 (6枚 綴)	23.6 × 17.1	少虫。綴紐欠損。射水郡打出本江村大字打出本江村地内79筆。